

## 令和3年9月定例会 提出議案

・令和3年9月10日提出

議案番号	件名	区分	結果	備考
委員会提出 議案第2号	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度等の創設を求める意見書の提出について	意見書	可決	内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

(写)

委員会提出議案第2号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度等の創設  
を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり内閣総理大臣、  
総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣に対し意見書を提出します。

令和3年9月10日 提出

提出者 民生常任委員会

委員長 千葉 榮

印

(別紙)

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度等の  
創設を求める意見書

加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になるばかりか、最近ではうつや認知症の危険因子になることも指摘されている。難聴によりコミュニケーションが減り、会話する機会が減り脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能の低下につながり、うつや認知症につながるのではないかと考えられている。こうした中で聞こえの悪さを補完し、音や言葉を聞き取れるようにするのが補聴器である。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差はないが、補聴器の使用率は欧米諸国と比べて極端に低い数値になっている。

その背景には、日本において補聴器の価格は片耳当たり概ね15～30万円であり、保険適用ではないため全額自費となること。身体障害者である高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により負担が軽減され、中等度の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者はわずかで、多くの方が自費で購入していることから、特に低所得の高齢者に対する配慮が求められる。

欧米では、補聴器購入に対し公的補助制度等があり、日本でも、一部の自治体で高齢者の補聴器購入に対し支援を行っている。

(写)

補聴器の更なる普及で高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考える。

よって、国におかれては、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度等を創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月10日

岩 手 県 釜 石 市 議 会

内閣総理大臣	菅	義	偉	様	
総務大臣	武	田	良	太	様
財務大臣	麻	生	太	郎	様
厚生労働大臣	田	村	憲	久	様